

令和2年 8月21日

保護者の皆さま

座間味村立慶留間小中学校

校長 二宮 陸生

(公印省略)

台風接近時における学校の臨時休業について

台風接近時に「暴風警報」「暴風特別警報」(以下、「暴風警報等」という)が発令された場合の対応について、下記のとおり改訂しますので、お知らせします。

1 暴風警報等が発令が発令された場合 (台風が向かってくるとき)

◎ 座間味村に暴風警報等が発令された場合は「**臨時休校**」となります。

※ テレビ等での「公立小中学校は休校となります」の表示の有無に関わらず休校となります。

※ 登校後に暴風警報等が発令された場合は、児童生徒の安全を確保した後、休校となります。

2 暴風警報等が解除された場合 (台風が離れていくとき)

(1) 午前7時までに解除になった場合

○ 普段どおり登校します。

(2) 午前7時以降に解除になった場合

○ **臨時休校**となります。

※ 状況によっては、座間味村教育委員会及び学校が登校・下校の判断をする場合があります。その場合、学校から各家庭へ連絡します。

※ 村内航路「みつしま」が運休になった場合は、給食はありませんので各家庭での昼食となります。

<注意事項>

* 外で遊ばない * 海に近づかない * 不要不急の外出はしない